

広島県警察本部告示第2号

広島県警察本部庁舎取締規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年4月1日

広島県警察本部長 石 田 勝 彦

広島県警察本部庁舎取締規程の一部を改正する告示

広島県警察本部庁舎取締規程（昭和32年広島県警察本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「中国管区警察局広島県情報通信部」を「中国四国管区警察局広島県情報通信部」に改める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。